

「宮城県建築物地震防災強化週間」を定める要綱

(趣旨)

第1 宮城県では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき、地震による住宅及び建築物の倒壊等の被害から県民の生命及び財産を保護する事を目的に、既存住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の総合的かつ計画的な取り組み等を定めた「宮城県耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進に努めている。建築物の耐震化促進のためには、県民の地震防災意識の向上を図る必要があり、地震防災に関する普及・啓発活動を実施することを目的に「宮城県建築物地震防災強化週間」を定める。

(宮城県建築物地震防災強化週間)

第2 「宮城県建築物地震防災強化週間」は、次のとおりとする。

上期：8月30日から9月5日

下期：3月1日から3月7日

(宮城県建築物地震防災強化週間の活動)

第3 県は、市町村、関係団体との連携と協力のもと、この週間中に、地震防災意識が広く県民の間に浸透するよう次のような普及・啓発活動を実施する。

- (1) 戸別訪問等による耐震診断・耐震改修の促進
- (2) インターネット、ポスター、リーフレット等の活用による地震防災対策の広報
- (3) 地震防災に関する各種講演会、研修会、セミナー等の開催
- (4) その他、「宮城県建築物地震防災強化週間」の趣旨に沿った活動

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する